

岩手高教組情報

No. 4

 2018年
8月1日(水)

 岩手県高等学校教職員組合 〒020-0883 盛岡市志家町11番13号 高校教育会館内
 TEL 019-624-5227 FAX 019-653-2285 E-mail:iwako@jtu-iwako.jp
 岩手高教組機関誌 発行/情宣部 印刷/杜陵プリント社

- 学校にも働き方改革の風を ●自分の給与を別の角度から見てみると… ●臨時・非常勤教職員の本採用化要請署名手交 ●第50回船舶乗組員大会 ●第1回再任用者学習会 ●夏の集会 ●ハンカチカンパ ●千葉進県議 県議会本会議で一般質問 ●緊急フードドライブ ●アンケート(Web調査)へ多くの組合員の声を届けましょう! ●クイズシリーズ高教組70年 ●喜怒哀楽



学校にも働き方改革の風を ～タイムカード導入～

「公立学校教職員過労死63人」 というショッキングな見出しが、今年4月21日の毎日新聞全国版に載りました。内容は07～16年の10年間で、全国の公立学校で過労死認定を受けた方が63人であったというものでした。この件に関して専門家は「他業種との比較は難しいが、認定申請すらできずに泣き寝入りしている遺族も多く、認定されたのは氷山の一角。政府は早急に実態を把握すべきだ」と指摘しています。(以上記事の概要：記事は過労死認定に係る詳細や、政府対応、給特法との関連について特集しています。)

労働時間の把握は必須! 情報2号で特集した「給特法」による「4%」の手当により、私たちは「残業時間」を把握することなく、長時間労働をすることが「当たりまえ」の労働環境に慣らされてしまいました。結果、私たちにはタイムレコーダー等で労働時間を把握するという仕組みが作られませんでした。しかし、業務にかかわる事故が起きた際の公務災害認定請求には、遺族側が労働時間を含む様々な証拠を揃えて、時間外勤務がどれだけあったかを証明する必要があります。この時、タイムレコーダー等による客観的な労働時間把握は重要な証拠になります。

県教委の拙速な導入に改善を求める! 県教委は18年2月の「多忙化解消協議」の場でタイムカードの導入について提案しました。高教組は、導入に際しては「試行を行うこと」「学校現場に合った機種選定」「働き方改革に関する管理職の理解を深めること」「業務削減をすすめること」を申し入れしました。しかし結果としては、予算獲得と機種選定が先行し、導入された機種は学校現場で使用するには不具合が多いものとなりました。引き続き管理職には、私たちの働き方を改善していくために必要と取りくみであるという積極的な姿勢を示し、タイムカードの改善も含めたマネジメントを示すよう求めています。

8月本格稼働に向けて 県教委はタイムカードの本格稼働を8月1日としています。高教組には、既に各現場からの意見が寄せられており、その一部を紹介します。

- ・外部模試対応が打刻対象外というのは理解できない。
- ・日によって勤務時間が変わる寄宿舎指導員が打刻対象外というのは理解できない。
- ・必要な場所にカードリーダーがなく、客観的な把握ができていない。

高教組は、これら現場からの意見を持って県教委との折衝を継続し、タイムカードの導入が、私たちの働き方改革につながるよう改善を求めています。